

専徳寺墓地管理規約 (変更箇所)

〈規定〉

第 1 条

本墓苑は専徳寺門信徒専用墓地であり、運営は専徳寺世話人会がこれにあたるものとする。

第 2 条

本世話人会は、次に掲げる各条の規約を以って管理運営にあたる。

第 3 条

本墓苑は、墳墓及び碑石形像類建設の用に供する目的以外には使用できない。

〈使用者の限定〉

第 4 条

本墓苑の使用者は、規約第 1 条により専徳寺門信徒会員に限る。
但し、未会員であっても入会を拒むものではない。

〈使用承諾証の交付〉

第 5 条

(1)本苑の申込者は「墓地永代使用申込書」に記入の上、別に定めるところの永代使用料及び管理料を納入し、「永代使用承諾証」の交付を受けるものとする。

(2)永代使用承諾証を紛失、または汚損した場合は永代承諾証の写しの交付を受けるものとする。

〈区画撰定〉

第 6 条

- (1)一区画を 120cm 角と定める。
- (2)区画撰定は抽選とする。

〈永代使用料〉

第 7 条

永代使用の権利を保証する料金として別に定める永代使用料を納めるものとする。

〈目的〉

第 8 条

事務管理及び苑内環境整備並びに衛生保全等本苑の管理に要する費用として別に定める管理費を徴収する。

〈永代使用料及び管理料の変更〉

第 9 条

諸物価の変動等の事由により永代使用料及び管理料が不均衡となった場合これを変更することがある。

〈工事の届出〉

第 10 条

墓碑建設その他の設備工事を行うときは事前に届け出て、世話人の確認を受けなければならない。(←受けるものとする)

〈埋葬及び改葬の手続き〉

第 11 条

埋葬または改葬のときは所轄官庁の発行する火(改)葬許可証並びに永代使用承諾証を添えて世話人に届け出るものとする。

〈死体埋葬の禁止〉

第 12 条

公衆衛生法上、本苑は死体を埋葬することはできない。

〈使用者の承継〉

第 13 条

使用名義人の氏名・住所の変更は本人、または本人が(追記)死亡したときは相続人または親族が本苑世話人会に届け出て使用者の承継手続きをおこなうものとする。

〈墓地の返還〉

第 14 条

使用墓地が不用になったときはその場所を原状に復し、墓地返還申出書、所轄官庁の改葬許可申請書(追記)並びに墓地埋葬使用承諾証を添えて世話人会に返還の届出をなすものとする。

〈永代使用权の取り消し及び消滅〉

第 15 条

次の各号に該当するときは、本苑の永代使用承諾を取り消し又は消滅する。

- (1) 使用者が承諾を受けた目的以外に使用したときは取り消しとする。
- (2) 使用者が使用場所を第三者に譲渡または転貸したときは取り消しとする。
- (3) 原則として、(追記)3年以上音信不通のときは消滅の処置をとるものとする。
- (4) 3年以上管理料の納入がないときは消滅する。

- (5) 使用者が死亡してから 3 年を経過しても祭祀の承継者の届出がないときは消滅する。
- (6) 専徳寺の門信徒でなくなったときは消滅する。
- (7) その他本使用規約に違反したとき。

〈無縁墓地の祭祀〉

第 16 条

前 15 条の各項に依って取り消され又消滅した碑石は本苑の任意に定める場所に改葬することが出来る。又、その区画を第三者に新たに使用権を与えても使用者並びに利害関係者は異議の申し立てをすることはできない。

〈使用料及び管理料の還付〉

第 17 条

- (1) 第 14 条に定める(追記)墓地の返還の場合、原則として永代(追記)使用料及び管理料の返還には応じない。
- (2) 第 15 条の各項に該当する場合永代(追記)使用料及び管理料の還付はしない。

〈不可抗力による事故の責任〉

第 18 条

天変地異、争乱等の不可抗力による損害については本苑は責任を負わない。

〈規約に定めのない事項〉

第 19 条

前各条に定めのない事項については法律の定めるところによるほかその都度、世話人会において取り決めるものとする。

〈規約の改正〉

第 20 条

「墓地埋葬等に関する法律」等その他、関係現行法が改正された場合、又は本苑管理運営に不都合が生じた場合は本規約を改正出来るものとする。

〈付則〉

- (1) 昭和 60 年 11 月 13 日 条件作成
- (2) 平成 2 年 5 月 31 日 条件一部変更(使用料)
- (3) 平成 10 年 4 月 19 日 規約改正
- (4) 令和 7 年 4 月 27 日 規約改正

専徳寺墓地管理運営規定

〈区画群撰定〉

第 1 条

- (1) 区画を A 群・B 群・C 群とする。
- (2) A 群・B 群は抽選とする。
- (3) C 群は任意に選択出来る。この場合は再利用区画を含む。

〈永代使用料〉

第 2 条

- (1) A 群を 20 万円と定める。
- (2) B 群、C 群を 15 万円と定める。

〈管理料〉

第 3 条

年間 500 円と定め、納期を春初穂料期とする。

〈使用権の効力〉

第 4 条

管理規約第 7 条永代使用料及び第 8 条管理費の納入によって効力を生じる。

〈条件作成以前の使用権者の処遇〉

第 5 条

管理規約〈付則〉(1)昭和 60 年 11 月 13 日以前の墓地使用権者の場合管理費を次のように定める。

I 門信徒会員の場合

- (1) 運営規定第 3 条と同じくする。但し、無碑の場合この限りでない。
- (2) 会員が自身の区画とは別に縁故者の区画を承継維持する場合その縁故者の区画管理費を 3,000 円と定める。

II 未会員の場合

- (1) 本管理規約〈規定〉第 1 条及び〈使用者の限定〉第 4 条の趣旨を含め年間 3,000 円と定める。
- (2) 本管理規約〈永代使用権の取り消し及び消滅〉第 15 条及び管理運営規定〈使用権の効力〉第 4 条により、本管理規約〈規約の改正〉第 20 条〈付則〉が適用される。